

次期「させぼっ子未来プラン」の策定について

1 計画策定に係る基本的な考え方

1.計画策定の背景と趣旨

■計画策定の背景

- 近年、少子化の問題や核家族化の進行、女性の社会進出に伴う共働き家族の増加等に見られるライフスタイルの多様化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。
- こうした社会の潮流を受け、佐世保市では、子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めながら、心豊かな人を育むまちを目指すため、子ども・子育て分野のマスタープランである「新させぼっ子未来プラン」を平成 27 年 3 月に策定。令和 2 年 3 月には「第2期 新させぼっ子未来プラン」を策定し、各種施策・事業を展開しています。
- また令和 5 年 4 月には、日本国憲法、こどもの権利条約の精神にのっとり、社会全体としてこども施策を総合的に推進する事を目的とした「こども基本法」が施行され、これまで各省庁で作成・推進されてきた子どもに関する法律を一元的に管理する「こども家庭庁」が発足し、急速な少子化の対策となる「こども未来戦略」と、子ども施策を総合的に推進する「こども大綱」が定められました。併せて、現計画である「第2期 新させぼっ子未来プラン」の計画期間が令和 6 年度までとなっていることから、今後における継続的かつ計画的な政策展開を図るため、令和7年度を始期とする次期計画の策定が求められています。

■計画の趣旨

- 上記背景を踏まえ、これらの重い課題や大きな政策、また絶えず変化する子どもや子育てを取り巻く環境に対する市民ニーズを含め、子ども・子育ての分野において、佐世保市としてどのような方向性や考えをもって対応していくのかを明示する必要があることから、次期計画に関しては、子どもや子育てに係る実態を改めて把握するとともに、様々な市民ニーズ等を国や長崎県、関係機関等の動向を踏まえて各種施設・事業に反映させながら、計画的に推進することを意図し策定するものです。

1 計画策定に係る基本的な考え方

1.計画策定の背景と趣旨

(参考)～こども基本法の施行～

【目的】

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

【基本理念】

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同等の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

1 計画策定に係る基本的な考え方

1.計画策定の背景と趣旨

(参考)～こども大綱の策定～

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもので、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針としています。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

1 計画策定に係る基本的な考え方

2.計画の名称

- 現時点における名称として次期「させぼっ子未来プラン」を仮置きするかたちで取り扱います。なお、今後、検討する計画内容を踏まえ、別途改めて正式な名称として確定することとします。

3.計画の位置づけ

- 本計画は、本市のまちづくりの指針である「佐世保市総合計画」を上位計画とし、「佐世保市地域 福祉計画」などの関連する政策分野の計画と整合を図りながら、本市における子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画とします。
- また、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画及び、こども基本法に基づく、こども大綱を勘案した市町村こども計画を一体化した計画として位置づけます。

第7次佐世保市総合計画(後期基本計画)

※整合を図る計画

地域福祉計画、老人福祉計画、介護保険事業計画、障がい者プラン、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、けんこうシップさせぼ21 等

次期「させぼっ子未来プラン」

位置付けるもの

次世代育成支援佐世保市行動計画

次世代育成支援対策法に基づく市町村行動計画

佐世保市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画

こども基本法に基づく

市町村こども計画(※こども大綱を勘案)

内容を含むもの

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づくひとり親家庭等自立促進計画
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画
- 子ども・若者育成支援法に基づく市町村行動計画

1 計画策定に係る基本的な考え方

4.計画期間

- 本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年計画とします。なお、計画内容に見直しの必要性が生じた場合などは、必要に応じて計画期間中においても見直しを行うこととします。

(参考)～関連法の条文(抜粋)～

・子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

・次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

5. 計画の策定体制

■ 佐世保市子ども・子育て会議の運営

- 子どもと子育てに関連する各分野の専門家、学識経験者、公募市民等で構成する市の附属機関である「佐世保市子ども・子育て会議」において、子どもと子育てに関する課題分析や計画内容について議論を行います。なお、議論にあたっては、多くの意見等を引き出すなど会議の活性化に資する手法を用いた運営を講じます。(例. 必要に応じてテーマ別の分科会を設置し、ワークショップ形式による話し合いを行う等)

■ 市民参画手法の活用

佐世保市の子どもや子育てに係る実態や子育て世代のニーズ等を十分に把握するために、以下のアンケート等を実施します。

● 佐世保市実施 子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査(今回実施するアンケート調査)

- (1)概要:子どもを持つ世帯を対象に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するための調査
- (2)調査対象:佐世保市内在住の0歳から5歳の子どもの保護者 3,500 サンプル(予定)
- (3)実施方法:上記調査対象者を無作為に抽出し、郵送によりアンケートを配布・回収

● 佐世保市実施 子どもと子育てに関する市民意識アンケート調査(以降は、今後実施する方向性としての考え方)

- (1)概要:子育て中の保護者の方を対象とした子どもと子育てに関する市民意識調査
(平成31年度設問例:「2人目以上のお子さんを持つことに対してのためらいは?」、「産休や育休を取るときに気になることは?」等)
- (2)調査対象:佐世保市内で子育て中の保護者 500 サンプル(予定)
- (3)実施方法:市ホームページ上で期間を定めて、Webアンケートを実施

1 計画策定に係る基本的な考え方

● 佐世保市実施 子どもを対象にしたアンケート調査

(1)概要:市内の小学生・中学生を対象とした、子どもの実態及び意識調査

(設問イメージ:子どものウェルネス度や、ヤングケアラーの実態及び要望等)

(2)調査対象:市内の小学生500サンプル・中学生500サンプル(予定)

(3)実施方法:小学校・中学校に設置されているICT設備を利用して、ホームルーム等を利用して実施

● 佐世保市実施 若者を対象にしたグループインタビュー

(1)概要:市内在住の子育て中の保護者や、未婚の若者を集め、市民アンケート調査等で十分に把握できない、子ども・子育て支援に関する意見聴取。

(設問イメージ:子育てに関する現状のお悩みや佐世保市に対する要望、結婚に対する環境や課題など)

(2)調査対象:就学前児童・小学生・中学生の保護者及び18～35歳の未婚者

(3)実施方法:各世代5名程度を集めて、業務支援コンサルタントがインタビュアーとなり、聞き取りを実施(4回、合計20名を予定)

● 佐世保市実施 放課後児童クラブに関するアンケート調査

(1)概要:留守家庭の数把握や放課後児童クラブにおけるニーズを調査するもの

(2)調査対象:市内の小学生の保護者及び令和7年度就学予定の児童の保護者(予定)

(3)実施方法:小学校を通じて配付・回収(Web又は紙)

● 佐世保市実施 識者インタビュー

(1)概要:市民アンケート調査等で十分に把握できない、子ども・子育て支援に関する識者からの意見聴取

(2)調査対象:市長、児童福祉施設の関係者等を想定

(3)実施方法:業務支援コンサルタントがインタビュアーとなり、聞き取りを実施

1 計画策定に係る基本的な考え方

● 佐世保市実施 パブリックコメントの実施

(1)概要:策定した計画書の案に対して、広く市民の意見を求めるもの

(2)対象:市民

(市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市に対して納税義務を有する者 等)

(3)実施方法:子ども未来部窓口及び各行政窓口で計画書の案を設置しての実施、佐世保市のホームページなどのツールを用いての一定期間内で実施

● 長崎県実施 長崎県子どもの生活に関する実態調査

(1)概要:長崎県が事業主体として、県内の子どもが置かれている生活実態を把握するための調査。

(2)調査対象:長崎県内の公立の小5、中2の子どもと保護者約 4,000 サンプルずつ

【参考:佐世保のサンプル数 小学5年生:425人 中学2年生:410人】

(3)実施方法:県が指定する学校のクラスの児童・生徒へ調査票を配布し、各学校で集約（各学校からの回収は長崎県が委託した業者が行う）

● 長崎県実施 長崎県の学校・教育に関する子どもアンケート

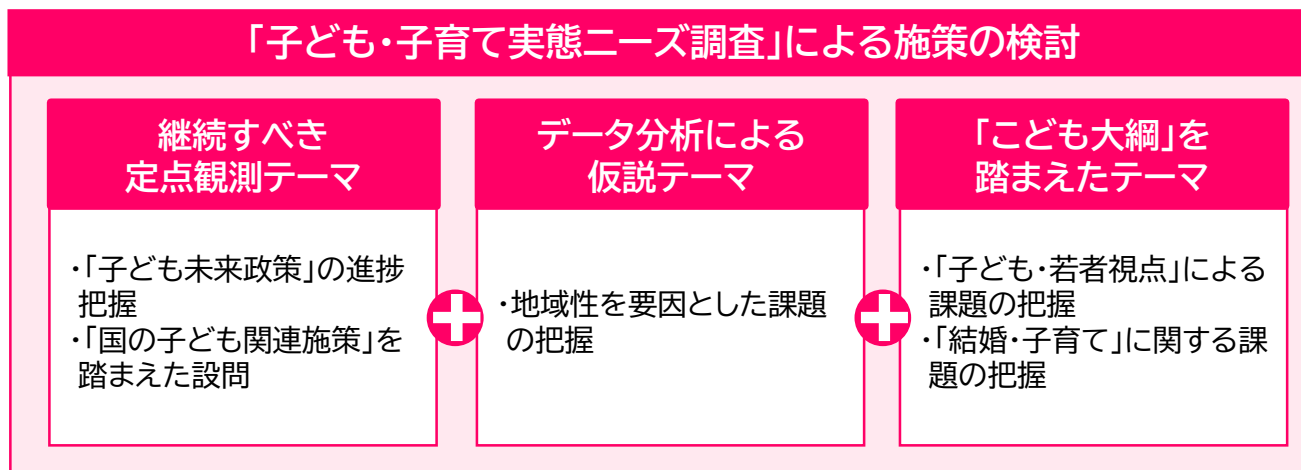
(1)概要:長崎県の子どもたちから直接、学校生活や教育に関する意見を聴く

(2)調査対象:長崎県内の小学校(5・6年)、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校(小学部5年生以上)に在学する児童生徒 10,026サンプル

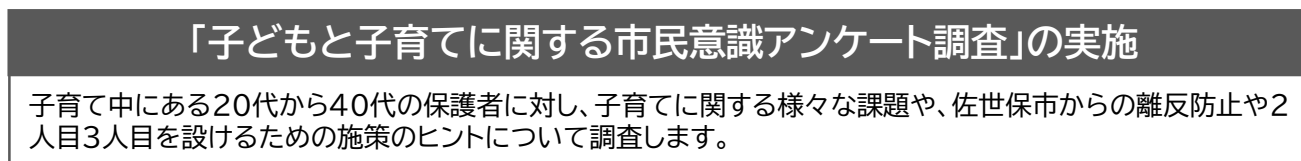
(3)実施方法:Web(Microsoft Forms)による回答

1 計画策定に係る基本的な考え方

■ 調査計画の全体像



佐世保市内
0歳から5歳の
子どもの保護者
約3,500サンプル



佐世保市内
子育て中の保護者
500 サンプル

佐世保市民のリアルな「声」を拾って
実態に沿った施策を深堀

長崎県が実施した
子ども・子育て関連調査の活用

小中学生を対象にした
アンケート調査

小学生・中学生から直接、幸福度やヤングケアラーの実態などを聴くことで、施策に活かします。

佐世保市内
小学生500サンプル・中学生500
サンプル

若者・子育て世代対象の
定性調査

各世代・テーマ別に5名×4回実施し、
施策に対するリアルな声を拾います。

佐世保市内
就学前児童・小学生・中学生の保護
者及び18～35歳の未婚者

長崎県 子どもの生活に
関する実態調査

長崎県内の子どもが置かれている
生活実態を把握するための調査。

長崎県内
公立の小5、中2の子どもと保護者
約4,000 サンプル

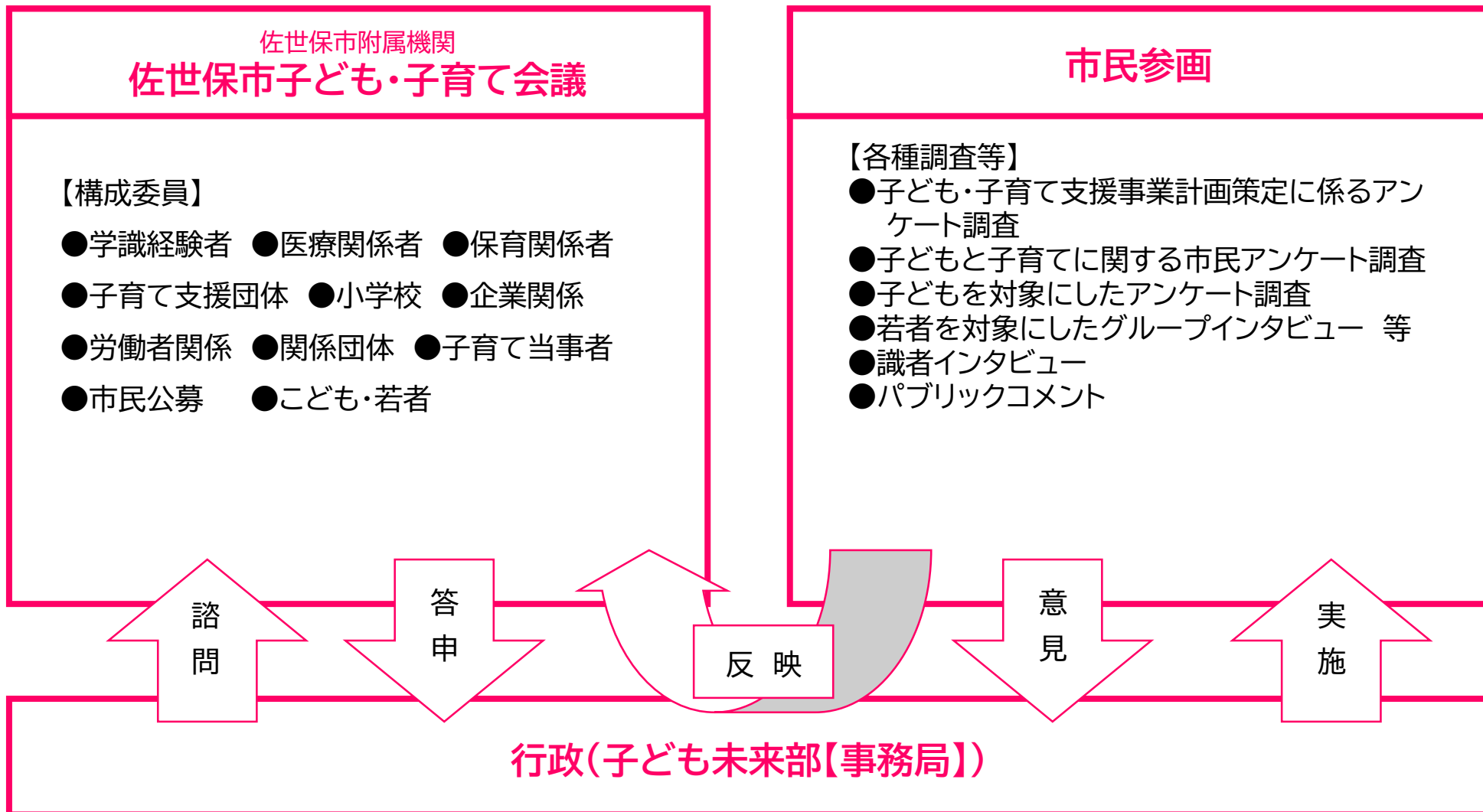
長崎県 学校・教育に
関する子どもアンケート

子どもたちから直接、学校生活や教育
に関する意見を聴くことで教育
ニーズを的確に把握します。

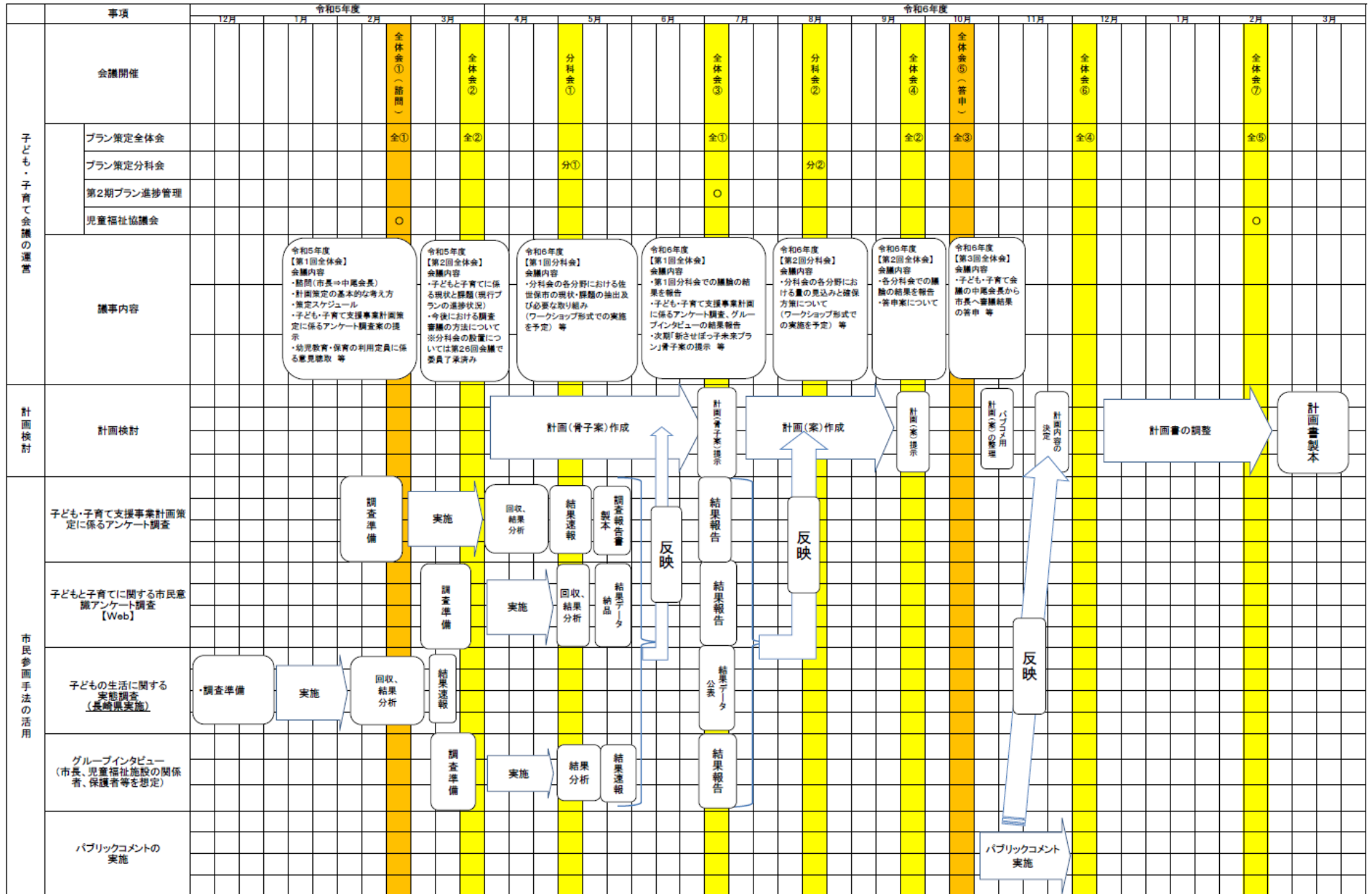
長崎県内
小学生(5・6年)10,000サンプル

1 計画策定に係る基本的な考え方

■計画策定体制イメージ



2 計画策定のスケジュール



3 アンケート項目について(設問の方向性)

■子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査(0～5才のこどもの保護者対象)

●定点観測する設問(第2期佐世保子ども・子育て支援事業計画の推移)

1. お子さんご家族の状況について
2. お子さんの母親・父親の就労状況について
3. お子さんの平日の定期的(月単位)な教育・保育事業の利用状況について
4. お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について
5. お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について
6. お子さんの病気の際の対応について
7. お子さんの「不定期」の教育・保育事業や宿泊 を伴う一時預かりなどの利用について
8. 小学校就学後の放課後の過ごし方について
9. 育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援制度について
10. これからの子ども・子育て支援全般について

●佐世保市独自の課題による設問案(佐世保市の統計データに基づく)

1. ひとり親世帯の子どもに対する支援について
2. 幼児教育・保育無償化に伴う、家計への影響

3 アンケート項目について(設問の方向性)

■子どもと子育てに関する市民意識アンケート調査(子育て中の保護者対象)

● 定点観測する設問(第2期佐世保子ども・子育て支援事業計画の推移)

1. アンケートの回答者と家族構成について
5. 世帯全員の収入を合わせた手取り額をお答えください。
7. 理想的だと思うお子さんは数と実際に持つ(予定の)お子さんの数は何人ですか？
10. 「2人目の壁」は存在しますか。また、ためらいはありますか？
13. 1人目のお子さんを持つことに対して、ためらいを感じましたか。
15. 1人目のお子さんを出産された年齢をお答えください。
16. 「保活」がなければ、もう1人子どもを持ちたいですか？
17. 子育て期間の働く時間(短時間勤務等)や場所(テレワーク・在宅勤務)を自由に選べれば、もう1人子どもを持ちたいですか？
18. 1人目のお子さんの妊娠・出産を理由に就労形態に変化がありましたか？パパはママ(妻)についてお答えください。
19. 退職または転職した理由について
20. 妊娠や出産、子育てに関する制度と企業風土が整っていれば、働き続けたいですか？
21. あなたが産休や育休を取得するにあたって気になる(気になった)こと
22. あなたが育休を取得する際に、重要だと感じる理想の条件
23. あなたが育休から復帰する際や復帰した後に、重要だと感じる理想の条件
24. 2人目以降の子どもを持つことを決めたタイミングやきっかけについて
25. 2人以上の子どもを産んで(育てて)よかったと思うことは何ですか？
26. 子育てに関連して当てはまるもの(配偶者との関係が良好かなど、家庭内での子育て環境について)。
27. あなたの家庭で、パパは家事、育児・子どもの世話に何時間くらい費やしていますか？
28. 出産・育児について、情報を知りたいときに頼りにしている(頼りになった)もの。
29. お子さんをお持ちになったことで、家族の幸福感はどうですか？
30. 今、子育てをしていることに対する満足感はどうですか？
31. 佐世保市は子どもを「産みやすい」街に近づいていると思いますか？
32. 佐世保市は子どもを「育てやすい」街に近づいていると思いますか？

● こども大綱に伴う設問が必要か要検討

1. 仕事と子育ての両立に際して、困難を感じる点について
2. ヤングケアラーについて、知っているか、周りにいた場合どのように対応するか

● 地域課題に伴う設問が必要か要検討

1. 若者や女性が活躍できる環境について(佐世保市からの離反理由、収入など)

出産・
2人目意欲

就労と
出産

2人目
以降理由

家庭
環境

市への
評価